

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

佐賀市

### 2 構造改革特別区域の名称

佐賀市ふるさと再見特区

### 3 構造改革特別区域の特性

佐賀市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置等

佐賀市は、佐賀県の南東部に位置し、北は福岡県前原市・福岡市、東は神埼市、西は唐津市・小城市、南は福岡県大川市に接している。

平成17年10月1日に1市3町1村（旧佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村）が合併、さらに平成19年10月1日には川副町、東与賀町、久保田町と合併し、新しい「佐賀市」が誕生した。

総面積は431.42平方キロメートルで、市の北部は背振山系の山麓部で標高80mから580mの中山間地域、南部は九州最大の筑紫平野の西半を占める佐賀平野に立地し、南に潮の干満差の激しい有明海を擁する肥沃な沖積平野が大部分を占めるなどすばらしい環境に恵まれている。

気候は、北部の旧富士町では年平均気温が14℃、年間雨量2,500mm、南部の市街部ではそれぞれ17℃、1800mmとなっている。

#### (2) 人口等

人口は平成17年（国勢調査）241,361人で、7年246,674人、12年243,076人と減少傾向にある。

一方、世帯数は増加傾向にあり、17年（国勢調査）には87,731世帯となっている。

#### (3) 農業

農業の就業者は6,875人（17年国勢調査）で、就業者全体の6.0%を占めている。

稲作を中心に、大豆、麦、野菜などが栽培されており、中山間地の条件不利地域である北部においても、米を中心に気候条件を活かした夏秋野菜などの複合経営が行われ、中でも谷間から湧き出た清流で作られた富士・三瀬米は県内外から高い評価を得ている。

しかしながら、原油高騰、農産物の価格下落等による所得の低迷から農業離れが進み、過疎化、高齢化が進むといった課題を抱えている。

このため、今後は担い手へ農地の集積を進めるなど、生産の効率化・低コスト化に努めるとともに、“安全・安心”や“ブランド化”などの消費者ニーズに答えるため、農産品の付加価値を高めた新たな加工品を開発し、幅広く消費者にPRを図ることとしている。

#### (4) 観光

佐賀市は、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介する佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋、佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」と干潟の個性的な動植物、山間部にある観光りんご園、温泉、スキー場など、多様な魅力を備えるまちである。

特に、九州最大のマーケットである福岡市と隣接する北部地域では、地域の人々が「観光客の60%～70%は福岡からの人々」というほど、すでに福岡都市圏住民の人気レジャースポットとなっている。

富士町地区では、約2000年の歴史を持つ古湯温泉と空海が見つけたとの謂れがある熊の川温泉が有名であり、年間の利用客は30万人を超える。また、20年前にオープンした九州初の本格的な人工スキー場も観光客の増加に繋がっているほか、平成24年3月に完成予定の嘉瀬川ダムに、ダム湖、公園等の設置が予定されており、21世紀県民の森などの既存の観光拠点とともに、交流人口の増加に大きな期待が寄せられている。

また、三瀬地区にも、ダム湖、キャンプ場、観光農園（りんご・栗）など自然環境を活かした観光拠点がある。近年は、グリーンツーリズムを体験できる場として、酪農体験ができる「どんぐり村」や農業体験ができる農家民宿「具座」、農家レストラン「野の花」なども人気である。平成20年8月に三瀬トンネルに続くループ橋が完成し、福岡市からの利便性が高まったこともあり、さらなる観光客の増加が期待できる。

#### (5) その他

佐賀市は、自然環境に恵まれ、比較的立地条件にも恵まれているが、人口流出、高齢化、景気低迷や観光客の減少等数多くの課題を抱えている。

このような状況の中、市では農業と観光を結びつけた地域の活性化を図るため、グリーンツーリズムに取り組んでいく。幸い近年は個人観光客が観光の中心となっており、癒し、自然、食などを求める都市住民が増えてきている。市北部を中心として、恵まれた自然環境と農業を主とした産業を活かし、農業体験などの新たな観光素材を活用し、地域産業の活性化を進めていく。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

この計画を官民一体となり進めていくことにより、まずは住民自身に市内に残っている素晴らしい風習や環境を知ってもらい、胸を張って自分の住んでいる町を自慢できるような地域づくりを行っていく。

住民自らが努力し、地域の主要産業とも言える農業を活かしたグリーンツーリズムの発展による地域の活性化を、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいてはそれが市の活性化に繋がると考える。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

佐賀市では、平成19年に作成した「第一次佐賀市総合計画」において、重点プロジェクトの個別項目として「グリーンツーリズムの推進」を掲げている。また、同年に作成した「佐賀市観光振興戦略プラン」では、「自然・農産物を活かしたグリーンツーリズムの観光商品開発」、「“つくる”をテーマにした体験型商品開発」などをアクションプランとしている。

住民や民間の取り組みとしても、農業体験を提供する農家の増加、農家民宿の開業、ホテルによる農業体験付宿泊プランの提供、農家民泊の実施などと、市内におけるグリーンツーリズムへの気運も高まりつつある。また、福岡都市圏からの交流人口の向上が見込まれる国道263号線三瀬ループ橋も完成し、グリーンツーリズムの発展による都市圏からの観光客の増加が期待される。

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、敬遠されがちであった農業や農村の良さを再発見することにより、地域の総合的な活性化を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

ふるさと再見特区は、本市の主要産業である農業を活かし、消費者と生産者とを強く結び付けるグリーンツーリズムによる地域活性化を図るものである。

農業者自ら生産した米で作った濁酒の提供は、消費者との話を盛り上げ、親密になる機会をつくり、お互いのふるさとの良さを再発見できるものと考ええる。

こうした取り組みにより、農業と民宿経営・農家レストラン・直売所の新たな結びつきも期待でき、地域にとって、経済的、社会的な効果を生み出すものと考ええる。

また、交流人口の増加に伴う経済的効果は大きく、特に、農家民宿のお客様は、農家と親密な関係を築くことにより、自家生産の農産物に対し信頼を寄せ、結果的に販売促進にも繋がることが見込まれる。

(農家民宿、農家レストラン等での濁酒製造取り組み目標)

	平成20年	平成22年	平成27年
農家民宿及び農家レストランの開業件数	5	5	6

濁酒製造件数	0	2	3
--------	---	---	---

(佐賀市を訪れる観光客数目標：千人)

	平成20年	平成22年	平成27年
観光客数	5,400	5,400	5,500

## 8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 特定事業に関する事業

### (1) 農山漁村交流推進事業

市内の農林漁業に関わる都市・農村交流を実践している人材の育成、情報の発信を行う。

### (2) ダムの駅・情報センター整備事業

富士町地区等の住民が会員となり、生産した農産物、特産物及び加工品等を販売するなど、消費者とのふれあいの場として地域の振興と活性化に寄与することを目的とし、ダム（道）の駅・情報センターを整備する。

### (3) 菖蒲交流施設整備事業

富士町菖蒲地区周辺の豊かな自然の恵みに注目したふるさとの食を提供したり、山野草摘みなどのイベントを開催しながら、人々が交流することを目的とし、菖蒲交流施設を整備する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日、並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

**1 特定事業の名称**

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

**2 当該規制の特例措置を受けようとする者**

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

**3 当該規制の特例措置の開始の日**

本特別区域計画の認定を受けた日

**4 特定事業の内容**

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

佐賀市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

**5 当該規制の特例措置の内容**

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

また、佐賀市中山間地域で開設されている、農家民宿や農家レストラン、伝統芸能（祭り）において、サービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら、地産地消の推進へも波及するものである。

このような民間の自発的な取組が広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。